骨髄移植ドナーに対する支援制度の導入に関する請願

[請願趣旨]

白血病など血液の難病患者を治療するためには、骨髄移植など健康なドナーの善意による造血幹細胞の提供が最も有効な治療となっています。しかし骨髄提供に至るまでにはコーディネート、最終同意書の取り交わし、自己血採血、平均三泊四日の入院が必要となり、ドナーにとって大きな負担となっています。

「現在骨髄バンクドナー登録者は45万人余りですが、ドナー候補になってもおよそ4割の人が提供に至っていません。その理由にはいろいろありますが中でもドナーに対する『<u>休業補償</u>』がないことが大きな理由の一つに挙げられます。」ドナー登録の要件は18歳から54歳までと限定されており、ドナーの大半が就業者です。

東京都は平成27年度から『医療保険政策区市町村包括補助事業』のメニューの中に 『骨髄移植ドナー支援事業』を追加して、ドナーに対する休業補償等を制度化しました。 しかし包括補助事業は区市町村からの申請が必要なため、町田市においてはまだ実現しておりません。

つきましては、東京都が創設した『骨髄移植ドナー支援事業』を町田市においても導入していただきますようにお願い申し上げます。

[請願項目]

1.東京都が創設した『骨髄移植ドナー支援事業』を町田市においても導入して下さい。